

# さくら市立たいよう保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### 【目的】

さくら市立たいよう保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

### 【運営の方針】

- ・入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにもっともふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・園児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- ・当園は、「さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年9月5日さくら市条例第23号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

## 2. 提供する特定教育・保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

### （2）子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関等と連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

### （3）食事の提供

園児の年齢に応じ、食事の提供を行います。詳細は下記12-(1)のとおりです。

### （4）時間外保育事業（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、下記4に規定する時間の範囲内において、時間外保育を提供します。

### （5）一時預かり事業（一時保育）

当園は、8時30分から17時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対し、一時預かりを実施します。ただし、受け入れ体制や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではありません。

(6) 子育て支援センター事業

子どもを安心して生み育てることができるように、家庭における子育てを支援し、児童の健やかな成長が促進できるような適切な相談、助言及び活動を行っています。

(7) 休日保育事業

下記4に規定にする開園日の他に、保護者の労働、職業訓練又は就学などにより、家庭保育が困難となる園児に対する保育、または保護者の疾病、災害、事故（出産、看護、介護又は冠婚葬祭等）社会的やむを得ない事由により緊急、一時的に家庭保育が困難となる園児に対する保育事業です。

※たいよう保育園で実施しています。利用には事前に申請が必要になります。

3. 園の概要、職員の職種、人員数及び職務の内容（令和6年2月1日現在）

【園の概要】

法人種別	公立（さくら市）
名称	さくら市立たいよう保育園
所在地	さくら市松山796-1
連絡先	電話番号 028-681-1331 028-682-2286 FAX 028-681-0186
園長氏名	君島 清美

【職員の職種・員数・職務内容】

	常勤	非常勤	職務内容
園長	1人	人	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。
主任保育士	2人	人	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	25人	人	保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	1人	人	園児及び職員の健康管理を行うとともに衛生指導、病気・ケガの対応、子育て支援の業務を行う。※たいよう保育園に常勤。公立3園の業務を行う。
栄養士	人	1人	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。
調理員	6人	人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
用務員	1人	人	施設の清掃管理の業務を行う。

4. 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育を行わない日

開園日	月曜日～土曜日	
開園時間	7時15分～19時30分	
保育提供時間	保育標準時間	7時15分～18時15分
	保育短時間	8時30分～16時30分
延長保育時間 (時間外保育)	保育標準時間	18時15分～19時30分
	保育短時間	7時15分～8時30分 16時30分～19時30分
休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	

5. 保護者に支払いを求める利用者負担その他の費用の種類及びその額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料:0、1、2歳児まで)

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※保育料は、お預かりした園児の保育環境の充実を図るための費用です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

前記(1)に掲げる保育料のほか、【別表】に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 領収書について

銀行等での振込の場合には、振込時に発行される明細書を、保護者の指定口座から引き落としをする場合には、通帳の記載等をもって領収書に代えさせていただきます。

6. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

支給認定区分	対象者	利用定員
2号認定(保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳以上の子ども	106人
3号認定(保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳未満の子ども	1～2歳 55人
		0歳 9人

7. 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

【利用の開始について】

当園は、市から保育の実施について決定を受けた場合に、保育の提供を開始します。

【利用の終了について】

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了します。

- ・園児が小学校に就学したとき
- ・園児の保護者が、保育の必要性の事由(支給要件)に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

## 【利用に当たっての留意事項】

### (1) 欠席する場合または、登園の時間が遅れる場合

当日に欠席を連絡する場合または登園が遅れる場合は、9時までにご連絡をお願いいたします。また、9時30分までに欠席の連絡がない場合は、保育園からご連絡をいたします。

### (2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合は、随時ご連絡をお願いいたします。

### (3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

### (4) 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・水ぼうそう・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、登園届を提出してください。

### (5) 発熱している場合について

37.5℃以上の発熱がある場合は、登園を控えてください。

また、発熱がなくても下痢等の症状があり、園児の体調が普段と違う場合には登園を控えていただくようお願いいたします。

### (6) 登園後の体調不良・ケガ等の連絡について

38.0℃以上の発熱、下痢、嘔吐、その他の感染症が疑われる症状がある場合や園児の様子に異変がみられる場合にはご連絡させていただきます。

### (7) 与薬について

薬を与えることは医療行為に当たるため、原則行っておりません。ただし、医師の判断により、利用のために薬の処方が必要である場合に限り、保護者の承認を得たうえで行うことができます。必要がある場合は、与薬依頼連絡票を提出してください。

与薬後は園児を十分に観察し、変化がある場合は連絡します。

### (8) 急に延長保育が必要になった場合

その都度、園にご連絡ください。

### (9) 園と保護者との連絡について

園での状況と家庭での状況を相互連絡し合うため、0、1歳児は連絡帳を、2歳児は連絡ノートを活用します。

また、月に1回、園だよりを発行し、月の行事や共通連絡事項等をお知らせするとともに、年に4回程度保健だよりを発行し、健康面での配慮事項をお知らせします。

## 8. 緊急時等における対応方法

園児に容体の変化、その他緊急事態が生じた場合は以下のとおり対応します。

### (1) 園児の容態変化により保育の継続が困難とされ、保育園から連絡があった場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡します。

また、保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を優先させ、嘱託医または主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

### (2) 園児の容態変化により緊急を要する際は、医療機関へ搬送し、受診・治療措置が行われる場合があります。

なお、その際発生する医療費等は保護者に負担していただきます。

- (3) 保育にあたっては、細心の注意を払い実施しますが、容態の急激な悪化等の場合、市及び保育園は責任を負いかねます。
- (4) その他必要な事項については、市、保育園及び保護者で協議の上決定します。

## 9. 非常災害対策

### (1) 地震について

次のような地震が発生した場合は、引き受け人に園児の引き渡しを行います。

○震度5弱以上の地震発生時

※震度4以下でも、保育が実施できないと判断した場合は、引き渡しを行います。

その際、保育園から連絡をいたします。

### (2) 風水害について

さくら市において午前7時時点で大雨や洪水・暴風などの警報又は特別警報が発表されている場合、災害が発生するおそれがあると判断した場合には、臨時休園とする可能性があります。具体的には以下の警報が発表された場合、臨時休園とさせていただきます。

1. 暴風警報又は特別警報
2. 大雨警報又は特別警報
3. 洪水警報

《保育中の大型台風接近予報時の連絡について》

大型の台風がさくら市に接近する予報が出ている場合、保育園からはお知らせツール「エルガナ elgana」にて注意喚起の連絡を行います。その際、定期的なエルガナの確認をお願いいたします。

また、保育中に警報が発表された場合（さくら市のハザードマップの警戒レベルが2の発令となった場合）降園の準備のお知らせをさせていただきます。お子様の安全を最優先に考え、速やかにお迎えいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### (3) その他の災害（火災等）について

園の状況により保育が実施できないと判断した場合は、引受人に園児の引き渡しを行います。その際、保育園から連絡をいたします。

### (4) 非常災害対策について

消防計画作成 (変更)届出書	氏家消防署 年度当初届出			
避難訓練	月1回、避難訓練を実施します。 想定を火災、地震、水害、竜巻、不審者対応等とし、時間帯も様々なパターンを設定します。			
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	

## 10. お知らせツール「エルガナ elgana」について

- (1) お知らせツール（登録無料、別途通信料がかかります）は、緊急時対応のため、別途配布した資料『保育園からのお知らせツール「エルガナ elgana」のアカウントについて』をご覧ください登録をお願いします。

(2) お知らせツール「エルガナ elgana」を送信する場合

- ・災害発生時の場合
- ・お迎えについての連絡事項がある場合
- ・保育園で緊急事態が発生した場合
- ・行事等が中止、または日程変更になる場合
- ・その他



【さくら市防災ポータルサイト】

(3) さくら市防災ポータルサイトの QR です。エルガナ以外でも情報を入手してください。

### 1 1. 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じ、園児の虐待が疑われる場合は、速やかにさくら市こども政策課または栃木県県北児童相談所に通告し、適切な対応を図ります。

### 1 2. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。(令和5年2月16日現在)

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	主任保育士
	・ご利用時間	8時30分～17時15分
第三者委員	・電話番号	028-681-1331
		028-682-2286
	・F A X	028-681-0186
		担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	笠井 勇一	電話番号 028-682-6432
		役 職 民生委員児童委員
	鈴木美智子	電話番号 090-5526-3384
		役 職 民生委員児童委員

### 1 3. その他

(1) 食事の提供等について

#### ① 提供方針

食事は、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める食事提供を目指しています。

#### ② 提供方法

自園調理

#### ③ 昼食・おやつ

月末に献立表を配布します。

#### ④ アレルギーへの対応

使用する食材で、アレルギー等で食べられないものがある場合は、事前にご連絡ください。ご相談のうえ、除去する等の対応をします。

(例) 卵、牛乳、小麦、そば等

#### ⑤ 衛生管理等

集団給食施設届出を栃木県県北健康福祉センターへ提出済みです。

また、調理員、保育士、栄養士、および看護師は、毎月検便を行っています。

(2) 健康診断について

① 健康診断・歯科健診

年2回、嘱託医が健診をします。健診の結果は児童票に記載し、保護者に報告します。

【内 科】

医療機関名	高瀬小児科医院
嘱託医名	仲澤 博子
所在地	さくら市氏家1916
電話番号	028-682-5511

【歯 科】

医療機関名	すぎうら歯科医院
嘱託医名	杉浦 一明
所在地	さくら市氏家3211-27
電話番号	028-681-2772

② 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果は児童票、出席ノート及び連絡帳に記載します。

※その他、園児の日頃の様子で心配なことがありましたらご相談ください。

(3) 医療機器等の預かりについて

メガネ、補聴器等の医療機器をお子様が保育中に着用する場合について、取扱いには十分注意をいたしますが、何らかの原因で破損や紛失、子ども同士で思わぬアクシデントが生じた場合、原則として保育園では保証しかねますので、ご了承ください。

(4) 支給認定区分・住所等の変更

① 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

1) 3号認定から2号認定に変更になる場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、変更後の保育料改定時期（4月、9月）に新たな認定（2号認定）を記載した利用者負担（保育料）決定通知が送付されます。

2) 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届出書」

保育を必要とする事由がわかる書類（就労証明書等）

提出先：さくら市こども政策課、喜連川支所市民生活室または当園

② 住所・世帯構成・保護者区分等の変更

提出書類：「支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届出書」

提出先：さくら市こども政策課、喜連所民生活室または当園

(5) 賠償責任保険等の加入

当園では、日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

保険代は公費と保護者会費より支出します。

【別表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	行事参加費 プレゼント代 保険代	月額 300円
主食費	3歳児以上クラス主食材料費として	月額 700円
副食費	3歳児以上クラス副食材料費として (免除該当者は除く)	月額 4,500円

※その他、行事等で実費負担をお願いする場合があります。

※主食・副食費に係る利用者負担金は、市が決定し通知します。

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

保育提供時間	時間外保育時間	料金
保育短時間	17:45～18:30	100円/45分 1か月当たりの時間外保育料の合計額は、さくら市保育料徴収基準額表において区分される階層区分の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額（0円～900円）になります。
	18:30～19:30	300円/30分（月極利用有り）
保育標準時間	18:30～19:30	300円/30分（月極利用有り）

時間外保育（延長保育）について



18時30分以降の延長保育については、現行どおり「さくら市立保育園規則」（平成17年3月28日さくら市規則第81号）及び「さくら市延長保育実施要綱」（平成17年3月28日さくら市告示第26号）に基づくものとします。

以上、当園における保育の提供の開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

さくら市立たいよう保育園長 様

私は、本書面に基づいて、さくら市立たいよう保育園の利用にあたっての重要事項を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

園児から見た続柄 \_\_\_\_\_